

監査の種類	令和２年度（２０２０年度）執行分定期監査
指摘事項件名	備品の適正な管理について
指 摘 内 容	八王子市物品管理規則（以下「規則」という。）に基づく備品の適正な管理については、過去の定期監査の中で、複数の所管に対して幾度となく指摘をしてきたところである。 また、今回の監査対象である所管課に対しても、平成２６年度（２０１４年度）執行分定期監査において指摘しており、これに対し、平成２９年（２０１７年）７月２６日付けで、措置通知が提出されている。その内容は、全ての備品を備品台帳（以下「台帳」という。）と照合し、廃棄済みや所管換えなどの処理を行い、台帳と記載内容に相違がある備品について台帳を整理した。また、使用不能や存在しない備品については、台帳から削除することで台帳との整合性を図り、備品管理の適正化を行ったというものであった。 そこで、所管課が所有する備品について、試査により財務会計システムにおける記録内容及び現地調査による管理状況について確認を行ったところ、過去の指摘内容と同様に、備品の所在が確認できない事例や台帳上所管換えによる事務処理が行われていない事例があることが判明した。 所管課によれば、備品と台帳の照合が十分ではなく、廃棄処分した備品の登録を台帳から削除するといった財務会計システム上の備品管理を適切に行っていなかったことや、所管換えの備品異動承認手続における所管間での連絡調整不足があったとのことである。 備品管理の適正化を図ったとの報告にもかかわらず、相変わらず、備品と台帳が不整合な状況にあるということは、報告における措置が不十分であったと言わざるをえない。 本市は、平成２８年度（２０１６年度）に新公会計制度を導入したことにより、備品は資産として位置付けられており、より一層、台帳を整理し備品の管理の適正性を確保することが極めて重要である。 については、所管課においては、全ての備品について、改めて照合及び調査を行い、台帳を実態に即した内容とした上で、備品の適正かつ継続的な管理を図りたい。

令和３年度（２０２１年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	中央図書館所管のすべての備品を台帳と照合し、廃棄済みや所管換えなどの理由により台帳と記載内容に相違がある備品について台帳を整理した。 また、存在しない備品については、台帳から削除して台帳との整合を図り、備品管理の適正化を行った。 なお、今後は、次のとおり適正かつ継続的な管理を行う。 （１）定期的な備品と台帳の照合 年１回、備品と台帳の照合を行うことで、備品の使用実態（使用の有無）を把握するとともに、備品と台帳の整合を図る。 （２）長期にわたり使用実態のない備品 使用実態がなく、今後も使用する見込のない備品は、適宜、廃棄処分を進めるとともに、台帳との整合を図る。 （３）その他 図書館内の不要物廃棄を進め、備品の所在を把握し易くすることで適正な備品管理を行える環境整備を図る。
措 置 時 期	令和３年（２０２１年）１１月１５日
所 管 部 課	生涯学習スポーツ部 中央図書館

監査の種類	令和３年度（２０２１年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	高齢者在宅サービスセンターにおける管理業務の報告時期について
指 摘 内 容	市が設置する高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）４施設（中野、長房、長沼、石川）の管理運営については、指定管理者制度を導入し、３社会福祉法人及び１医療法人社団を指定管理者に指定している。 センターの管理運営に当たっては、センターの管理に関する基本協定書を締結し、各指定管理者は、これに基づき施設の管理運営業務を実施している。また、センターの施設、附帯設備、備品等の保守管理及び維持保全（以下「保守管理等」という。）については、市が提示したセンター管理仕様書（以下「仕様書」という。）により各指定管理者が実施している。 保守管理等の実施状況については、平成２４年度（２０１２年度）の財政援助団体等監査において、仕様書及び保守点検等実施状況書（以下「実施状況書」という。）の整備について指摘し、所管課からは、実績報告時に実施状況書を作成し提出することを指定管理者に指導したとの措置の通知があった。しかしながら、平成３０年度（２０１８年度）の同監査において、各指定管理者から実施状況書が提出されていないことを確認したため、再度指摘し、これに対して、所管課からは措置として、実績報告時の提出書類確認表に「実施状況書」を盛り込み、確実に運用、提出及び確認がされるよう改善したとの通知があったところである。 そこで、今回、再度指定管理者からの実施状況書の提出状況について確認したところ、センター長房を除く３センター（中野・長沼・石川）において、実施状況書は提出されていたものの、提出時期については、実績報告時とされる提出期限を２か月以上経過した８月になってからであることが分かった。 所管課によれば、今回の提出の遅延について、指定管理者に対し指導等は行っていないとのことであった。 過去の２回の指摘は、市の責務として施設の保守点検や衛生管理等に係る業務の履行確認及び速やかな現状把握に努めるよう改善を促したものである。しかしながら、現在においてもこのような状況が生じていることは、過去の指摘に対する所管課の認識が希薄であったと言わざるを得ない。 については、所管課においては、施設の管理責任及びその重要性を十分理解した上で、指定管理者に対し、仕様書に基づき適切な報告がなされるよう指導を徹底されたい。

令和３年度（２０２１年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	高齢者在宅サービスセンター年間事務スケジュール表に必ず期限内に報告を受けることを強調し、その上で、高齢者在宅サービスセンター事務担当者複数で翌月分の事務スケジュールを月末に必ず確認するようにした。 また、各指定管理者に対し、令和４年（２０２２年）２月に次回以降の報告期限の厳守を口頭にて指導し、令和４年（２０２２年）５月の提出期限までに、全４施設より、令和３年度（２０２１年度）の法定点検等実施状況書の提出を受けた。その後、令和５年（２０２３年）２月にも、口頭指導の内容を文書の形で改めて通知した。今後も都度指定管理者に注意喚起を行うなど、毎年適切に処理が行われるよう指導していく。
措 置 時 期	令和５年（２０２３年）２月３日
所 管 部 課	福祉部 高齢者いきいき課

監査の種類	令和３年度（２０２１年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	利用料金に係る減免の規定について
指 摘 内 容	市では、高尾５９９ミュージアムについて指定管理者制度を導入し、株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス共同事業体を指定管理者として指定し、平成３０年度（２０１８年度）から令和５年度（２０２３年度）までを指定管理期間として管理業務を行わせている。 高尾５９９ミュージアムの管理に関しては、「八王子市高尾５９９ミュージアム条例施行規則」（以下「施行規則」という。）に基づく基本協定（以下「基本協定」という。）を指定管理者と締結し、当該施設を適正かつ円滑に管理することとされている。 基本協定では、管理運営業務の範囲が定められており、管理運営業務の一つとして、指定管理者は、「八王子市高尾５９９ミュージアム条例」（以下「条例」という。）に基づき交流施設を利用しようとする者から利用申請を受け付け、承認するとともに、利用料金を受け取ることとされている。また、条例によれば、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めたときは、利用料金を減額又は免除（以下「減免」という。）することができると規定されている。 そこで、利用料金の減免について、施行規則及び「八王子市高尾５９９ミュージアム利用料金減免要綱」（以下「減免要綱」という。）を確認したところ、次のような状況が見受けられた。 (1) 条例の規定を受けて、施行規則では減免の基準について、各号に列挙している場合のほか、市長が必要と認めるときと定めているにもかかわらず、市長の意思決定を経ることなく、部長決裁された減免要綱により減免の基準を定めている。 (2) 減免要綱では、障害者の福祉を増進する事業を行うことを目的とする市内の団体等（以下「障害者団体」という。）で、市長が別に定める要件に適合するときに免除を認めているが、当該要件について市長による意思決定がされていない。 このことについて、所管課に確認したところ、減免要綱における市長が別に定める障害者団体の要件については、他の所管が市長決裁により定めた内容を要件としているとのことだが、規定上、市長が別に定めるとしているのであれば、当該施設の利用料金の減免要件について、改めて市長の意思決定を行うべきであり、不適切な手続と言わざるを得ない。 また、施行規則における市長が必要と認める基準についても、市長による意思決定が行われていないため適切な手続とはいえない。 交流施設は、所管課及び指定管理者が会議等に利用しており、その内容が設立目的に沿った利用という理由で、上記(1)の市長の意思決定によらない減免要綱に基づき利用料金が免除されている。減免の手続及び申請については、指定管理者が作成したマニュアルに基づき実施することとされているが、当該事例については、マニュアルによることなく免除申請及び免除の決定通知が行われていない

令和３年度（２０２１年度）実施分監査委員監査に係る措置

指 摘 内 容	ことも判明していることから、利用料金の減免については、その根拠を適正に規定するのみならず規定にのっとり確実に履行すべきであると考えます。 なお、減免の手続等に関する規定整備及び障害者団体の免除規定に関する意思決定については、令和２年度（２０２０年度）の財政援助団体等監査において指摘されている。 利用料金の減免は、利用者にとって重要な事項であり、また、指定管理者が市が示す基準に基づき判断し処理する行為であるため、それに関する判断基準は客観的かつ明確にするべきである。 ついては、所管課においては、利用料金の減免について、申請実績を踏まえ減免対象を明確にするとともに、利用者の理解及び指定管理者の判断が容易に行うことができるよう規定整備を行い、規定にのっとり適正な減免処理が実施されるよう図られたい。 また、指定管理者に対しても、マニュアルにのっとり適正な減免処理を実施するよう指導されたい。
措 置 内 容	今回の指摘を踏まえ、高尾 599 ミュージアム交流施設における利用料金に係る減免については、令和４年（2022 年）３月 8 日付意思決定により施行規則を改正し、障害者団体や指定管理者が利用する場合の免除規定を明確にするとともに、所管課（観光課）が利用する場合は、減免対象外とすることの規定整備をおこなった。 また、これまで減免根拠としていた減免要綱については、令和４年（2022 年）４月 1 日付で廃止した。 一方、指定管理者には、令和４年（2022 年）４月 1 日に改正後の施行規則や高尾 599 ミュージアム交流施設減免事務手続マニュアルを提示し、適正な事務処理が行われるよう指導した。
措 置 時 期	令和4年(2022年)4月1日
所 管 部 課	産業振興部 観光課